

第5章 保険料

(一般保険料及び調整保険料、介護保険料の負担割合)

第45条 一般保険料額及び調整保険料額、介護保険料額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。

(特定被保険者の保険料額)

第45条の2 この組合において、介護保険第2号被保険者たる被保険者以外の被保険者(介護保険第2号被保険者たる被扶養者があるものに限る。)に関する保険料額は一般保険料額と介護保険料額との合算額とする。